

茨木市保育所保育料に関する懇談会（第2回）

会 議 録

- 1 日 時 平成21年7月16日（木） 午後3時から午後3時50分
- 2 場 所 茨木市役所 南館8階 中会議室
- 3 出席委員（五十音順、敬称略）
 蔭山 委員、 木村 委員、 坂本 委員、 新野 委員
 角野 委員、 富谷 委員、 前田 委員
- 4 欠席委員
 なし
- 5 案 件
 - （1） 資料について
 - （2） 答申（案）について
 - （3） その他
- 6 配付資料
 - ・平成21年度国・市階層別児童数

茨木市保育所保育料に関する懇談会（第2回）

平成21年7月16日（木）

- 課長代理： 本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。
ただ今から、茨木市保育所保育料に関する懇談会（第2回）を開会させていただきます。
それでは、坂本会長、懇談会の進行をお願いいたします。
- 坂本会長： 第2回目の懇談会を開会させていただきます。よろしくお願いいたします。
本日は全員の方にご出席いただいておりますので、会議は成立いたしております。
- 課長代理： 第1回目の懇談会で、市民公募の富谷委員がご欠席されておられましたので、この場でご紹介させていただきます。
- 富谷委員： 富谷です。前は欠席しまして申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。
- 坂本会長： それでは、傍聴希望者がおられましたらお入りください。
- 課長代理： 傍聴の方はいらっしゃいませんので、進行をお願いいたします。
- 坂本会長： それでは、始めに、手元に第1回目の懇談会の会議録をご用意させていただいております。こちらはすでに送付させていただいておりますが、若干文言を整理させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。
ご自分のご発言を中心に確認いただけましたでしょうか。特にございませんようですので、これで確定とさせていただきます。
なお、この会議録につきましては、情報ルームで公開させていただくとともに、保育課のホームページにおきまして掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- それでは、まず、前回の懇談会で、新野副会長から資料の提出依頼がございました階層別児童数について、資料を用意していただいておりますので、それについて説明をお願いいたします。
- 課長代理： 平成21年度の国・市階層別児童数についてご説明させていただきます。お手元のA3の資料をご覧ください。平成21年度の6月の初日在籍、直近のもので調べさせていただきました。
まず、上段が国区分によるもので、下段が茨木市の区分によるものです。国区分は、第1階層から第7階層と、3歳未満、3歳、4歳以上、合計という形で表示させていただいております。
茨木市につきましては、階層区分AからD7まで、年齢区分につきましては、国と同様、3歳未満、3歳、4歳以上、合計となっております。

最後に、茨木市の区分につきましては、入所の全児童に占める割合をパーセンテージで表示させていただいております。例えば、第4階層のところでは、国区分で、3歳未満児が273人、3歳児が114人、4歳以上児が220人、合計で607人。同じく茨木市のD1でも、3歳未満児が273人、3歳児が114人、4歳以上児が220人、合計607人。14.1%と表示させていただいておりますのは、全児童の6月1日の初日在籍が、4,317人となっておりますので、その607人で14.1%となっております。以上です。

坂本会長：この表につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

ちなみに、最後の全児童に対する割合ですけれども、他の市に比べて、茨木市のこの階層が多いなどの特色はございますか。

課長代理：他市の状況については、把握しておりません。茨木市の状況につきましては、D5階層が一番多い21.4%となります。全児童の約1/5ということになっております。

坂本会長：他にございませんようですので、次に進めさせていただきます。

前回の懇談会でも申し上げましたとおり、私と新野副会長及び事務局で、お手元でございます、答申の素案を作成させていただきました。今日は、この答申案につきまして、ご検討をいただきたいと考えております。

それでは、答申案ということで、全文をご紹介いただきたいと思います。

課長代理：朗読させていただきます。

茨木市保育所保育料について（答申）案

保育所保育料を条例で定めることを、適切であると認める。

なお、その保育料については、従来どおり前年度私立保育所の適用となる国の定める徴収基準額の平均75%を基本とする考え方を踏襲するものとする。

近年の家族の多様化と共働き家庭の一般化、家庭や地域における子育て機能の脆弱化といった社会的背景から、保育についてもその環境整備が強く求められております。

茨木市の保育行政については、従前から公私協調のもと、待機児童ゼロ作戦などの施策を実施するとともに、子育て支援総合センターを開設するなど、市民が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに向け、日々努力を重ねてきたことに敬意を表するものであります。

さて、本懇談会に諮問された保育所保育料は、児童福祉法に根拠を持つ徴収金であることから、市長の専決事項として規則で定め徴収してきたものであります。

しかし、この間、社会経済情勢の変化や市の財政状況等に大幅な変化があり、国の徴収基準額と保育料の割合を改正する場合には、懇談会を設置し、市民各層の意見を聴き、市民的合意のうえ、保育料を決定するという慎重な

手続きを踏んできました。

今回も懇談会を設けて保育料の条例化の是非について問われた市の姿勢を高く評価するものであります。

本懇談会では、保育料を条例で定めること及び現在の保育行政の実態や市行財政との関連をも考慮した上で国の定める徴収基準額の平均 75%とすることについて、鋭意検討しました。

審議の結果

- (1) 平成 10 年 4 月施行の児童福祉法の一部改正により、市町村による「措置制度」から、保護者が希望する保育所を選択する「契約制度」に改められ、保育料の負担方式についても、従来の「負担能力に応じた方式」から「保育費用及びこれを扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮した方式」に改められ、保育料が保育サービスの対価と考えられること。
- (2) 昭和 57 年度以降の茨木市の保育料は、前年度の国の徴収基準額の平均 75%という保護者負担と市の経費負担との間において、一定の枠がはめられ推移してきており、その負担割合は妥当であると考えられること。
- (3) 保育所運営には、多額の公費が投入されており、単に保育所を利用する世代だけでなく、将来の子育て世代や子育てを終えた世代など、あらゆる市民に理解と納得を得られる、公平で明確な保育料でなければならないこと。
- (4) 茨木市では、使用料や手数料に限らず市民に一定の負担を求める場合には、透明性の確保の観点から、条例で定めることを基本としていること。

など、総合的に勘案して、本懇談会に示された保育料を条例で定めることは妥当であるとの結論を得ました。

なお、条例化にあたっては、激変緩和措置をとるとともに、市民税非課税世帯については十分な配慮を求めます。

また、今後は、保育を取り巻く社会環境の変化を的確に把握し、国の制度改革若しくは市の財政状況等に大幅な変化が見られる場合には、保育料についての懇談会を設置し、そのあり方を検討されるよう要望します。

坂本会長 : ありがとうございました。今、答申案をご紹介いただいたわけですが、これにつきまして、ご質問及びご意見等をお伺いしたいと思います。

富谷委員 : 全体的な方向性につきましては、私も条例化することには賛成ですし、皆さんに一定の基準を負担していただくことを定めることにも賛成ですが、平均 75%という数字の根拠と妥当性がどうしても理解できず、それに対して賛

成、反対ということは全くありませんが、なぜ 75%が妥当であるかというのが、前回の議事録を拝見しても、説明を受けてもどうしてもわからないので、教えていただきたいと思います。

坂本会長 : 75%という数字ですけれども、これは審議の結果の(2)のところを示されておりますが、昭和 57 年度以降から進んできたということが理由の一つになっておりますが、追加でご説明いただけますか。

福田課長 : 先ほど、富谷委員のほうからありました、75%の根拠ということですが、本来、保育料は当該年度の国の徴収基準額を徴収するのが原則ですが、昭和 57 年度以降の保育料は、「受益者負担の適正化と超過負担の解消」という観点から、前年度の国の徴収基準の平均 75%という保護者負担と市の経費負担との間において、一定の枠がはめられ推移してきたこと、また、昭和 61 年度以降における公立保育所の運営に要する経費に占める市負担額及び保護者の負担である保育料の割合は、概ね一定の割合で均衡を保ちながら推移してきたことなど、総合的に勘案し、「平成 18 年度以降の保育所保育料は、前年度私立保育所の適用となる国の定める徴収基準額の平均 75%とする。」との懇談会の答申を踏まえ、保育料は国の定める徴収基準額の 75%を基本に決定しております。

副市長 : 確かに、富谷委員のおっしゃるように、何を根拠に 75%としているか、というのは非常に難しいところがあります。国の定めている徴収基準そのまま保育料としていただくというほうが、本来の姿だと思います。これは、国がいろいろな形で定めている経費の内訳を分析して、保育料をだしているものです。その中でも、非課税世帯ですとか、生活困窮世帯には当然 0 円から非常に安い保育料を設定しておりますので、そのまま適用してもいいということになります。

以前、昭和 57 年の懇談会の際に、国が定めている基準であっても、もう少し福祉的な見地でやるべきではないかという意見が出ました。もう一方では、いわゆる応益的な負担、所得に応じたかたちで保育料を取るほうが適切というものと二つの意見が出たと思います。

その中で取られた措置が、国の基準の 75%とし、残りの 25%が福祉的な見地での減額措置ということにしております。各市も、この割合については、もう少し低い割合をとっておられる市もありますし、これを超える割合をとっておられる市もあります。これは、市の施策として保育料の決定をしておられるところですが、本市としては、昭和 57 年以降国の徴収基準の何%に設定するかという議論の中で、75%という数字が出ておまして、それを現在まで踏襲しているということが言えると思います。

今後、例えば、市の財政状況等が切迫して、もう少し保育料として徴収す

べきではないかという意見が出てくる場合、またはもう少し福祉施策の中に公費を投入するという考え方が出てくる場合も考えられます。そのときは、やはり75%という基準をどう変えるかというのは、十分ご議論いただきまして、今回条例になりますので、議会のほうでも審議していただくというプロセスを踏んでいきたいと考えております。

したがって、結論から言いますと、何を根拠に平均75%にしたのかというと、これまでのいろいろな経過等を踏まえて、今現在の保育料を見たときに、75%を越えている階層もあり、下回る階層もある中で、75%という基準を出す以上は、その基準に合わせていく。そのための条例化と考えて、今回諮問させていただきました。

坂本会長 : ありがとうございます。そのような説明でよろしいでしょうか。

富谷委員 : 具体的な数値に関する根拠はないのだな、という事で理解はさせて頂きました。

今まで、75%が大体妥当だろうなという事で推移してきている、ということですよ。本来だったら、これくらいの負担になると市民の負担がこれだけ上がって、市はこれだけ予算の割合を占める数値であったりグラフであったり、そういったもので75%の場合、70%の場合、65%の場合、というようなシュミレーションされるものではないかなと思ったのですが、そういう訳ではなく、福祉的な見地から25%市が負担することが妥当かなという感じで決められた、ということで理解してよろしいでしょうか。

副市長 : 保育所の運営経費というのは、保育料で全てを賄っている訳ではございません。もっとはっきり言えば超過負担といえますか、市が公費を注ぎ込んでいる分はございます。これはかなりの分になりますが、しかし、今までは措置費という形で国から下りてきていたのですが、今は契約という形になっていきますので、市のほうには保育料は、国から措置費として入ってきておりません。以前ですと、この25%分の超過負担はあるものの、措置費として、国からのお金が入ってきておりましたが、これは現在私立しか入ってきておりません。地方交付税の中に含まれているという制度に代わっておりますが、茨木市の場合は不交付団体ですので、全て自前でという形になります。としますと、本来契約ですので、かかっている経費全て保育料としてもいいわけですが、そうなってくると非常に高額な保育料になってしまいます。

そこで論拠を求めたのが、国の基準になるわけです。それは、そういうものを全て加味して定めて、それを私立の運営経費にまわしているわけです。本来、その分そのまま徴収すればいいのですが、25%下回った金額にしているのは、福祉という事業を展開していくための一つの施策というように考えております。

契約ですので、保護者にかかった金額を全て負担してもらうという形ですが、それはできないということで、この事業を考えておりますので、基準をどこに求めるかというのは非常に難しいところがあります。半分でいいのではという議論もあると思いますが、やはり 75%という線を引いて今後も保育料を決めていこうという形です。

当初、75%としておりましたけれども、以前の資料では 100%に近い階層もありますし、50%に抑えている階層もあります。これは、そのときにこの階層をどうするかという議論の中で、市長の専決事項で決定させていただいているわけですが、そういう要素を除いて、今回は一律 75%にしていこうという形で、そこでぼこを修正してきた経過がございます。

坂本会長 : 詳しくその経緯をご説明いただきました。繰り返しになりますけれども、昭和 57 年度以降もこういう形で進めてきたということ、それと市の財政状況が厳しい状況が続いているというところで、市民の方からしますと、もう少し低いほうがいいかもしれないですけれども、なかなかそうもいかない事情があるかと思えます。

併せまして、今回条例化を図るということで、今後これを改定するにあたっては、市民の代表である市議会のほうで審議される、というところでありますので、今回は平均 75%とする考え方を踏襲するという形の表現で、お認めいただきたいと思えます。

蔭山委員 : 簡単な質問ですが、市が、生活が非常に苦しいご家庭を補助されている場合もあると思えます。私は長い間小学校で勤めておりました、いろいろ配慮をいただいた家庭も存在しておりましたが、保育所の場合にはどの程度の補助をされているのか、分かれば簡単にお示しいただけますか。

副市長 : 特に、保育所入所時に、生活困窮家庭に対して、給食とかその他必要経費に関して、個人給付的なものはございません。保育料にしても、給食費にしても、生活保護世帯は当然 0 円になっておりますし、母子家庭の市民税非課税世帯に関しても保育料は 0 円という形の軽減措置をしておりますので、そういう助成はございません。

蔭山委員 : 分かりました。

坂本会長 : 今回の文書の 2 ページ目の下から 5 行目のところですが、市民税非課税世帯については、懇談会としても十分な配慮を求めておきたいというところを付け加えさせていただいております。

前田委員 : もう一度教えていただきたいのですが、前にお配りいただいた平成 18 年度の場合は、75%から相当上回る階層もあり、平成 21 年度はそれを 75%より下になっておりました、これを見ただけでも大変ご苦労されておられるなと思えますけれども、いろいろご配慮いただいた経過を教えていただければと

思います。

副市長 : 当初、全体の平均で 75% という形にしておりました。人数を出して、全体の保育料をはじき出しまして、その 75% を計算して、それを各階層に充てていくという方法です。ですので、上の階層に高く積んで、下の階層を低くするという操作をしておりましたが、今回はそういうことはなしに、全て 75% にするというほうが、より公平ではないかと。言葉は悪いかもかもしれませんが、所得の高い方から多く取るということも考えられますが、その配慮は、国の基準で既になされておりますので、それ以上に、違う配慮をする必要はないのではないかということで、全て平均 75% としております。

ただ、会長がおっしゃっておりますように、市民税非課税世帯につきましては、今も配慮しておりますし、今後も配慮すべきというのが今回の答申案でございます。

前田委員 : そうしますと、これを拝見すると、今年度は基準対比が 74% となるわけですね。

副市長 : そうです。

新野副会長 : 激変緩和措置をとっているということですが、これは具体的にはどういうことなのか教えていただけますか。

副市長 : 今までの経過の中で、あまり大きく徴収の幅を上げたり下げたりしますと、影響が大きいということで、75% に合わせるのに、段階的に措置をしてきたということがございます。

もう一つ、今日お配りしております資料でも、国に合わせて第 7 階層までの区分ですけれども、市は D6 と D7 の二つに区切っております。これも、一度にやってしまいますと、かなり影響が大きいということで、激変緩和の措置の一つとしてやっております。

最終的には、国の基準に合わせてたいという意向もありますけれども、これも段階的にやっていきたいということで、激変緩和という表現をしております。

村田部長 : いただいております答申案の文言で、2 箇所ほどですが、本文の上から 9 行目「市長の専決事項規則で定め徴収してきたものであります。」という表現でいただいておりますが、委員会としてこちらにいただいている答申ということですので、「徴収してきた」という表現が、答申をだしていただいているところでなされているという意味合いにとれるのかなという気がしますので、「徴収してこられたものであります。」という表現の方がいいのかなと思います。

そして、上から 14 行目「踏んできました」という表現ですが、これにつきましても、市としてやってきている内容ですので、答申として頂戴する場合

には、「踏んでこられた」という表現の方がいいのかなということを感じました。

新野副会長： この案を、二度三度ほど、会長と市の方々に検討していただきました結果も見せていただいたのですが、私を感じましたのは、最終的には敬語をつかわずにフラットな表現でしようということですね。最初は、敬語をつかっておられました。

ということだと思いますので、あまり持ち上げる表現を使うとかえって読みづらいのではないかな、という意図からだと思いますけれども。

村田部長： 分かりました。そういうことでしたら結構でございます。

新野副会長： 今の流れで言いますと、最後に見せていただいた中で、フラットでない表現が、もう1箇所あります。ここは、もうこれでいいかなと思いましたが、1ページ目の5つ目の段落で、「今回も懇談会を設けて保育料の条例化の是非について問われた」というところですが、もしここもフラットにしてしまうのでしたら、「是非について諮問した」となるのではと思います。

木村委員： 統一という意味では、「諮問した」という方がいいのではないのでしょうか。

坂本会長： それでは、特に反対の意見がなければ、「今回も懇談会を設けて保育料の条例化の是非について諮問した市の姿勢を高く評価するものであります。」とさせていただきます。

前田委員： 会長にお伺いしたいのですが、1ページの一番下から3行目で、「保育費用及びこれを扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮した方式」という表現がありますが、非常にいい言葉だと思います。これは先程、副市長がおっしゃった、「福祉的な見地」と同じ意味ととらえていいのでしょうか。

坂本会長： そうです。

前田委員： ありがとうございます。

坂本会長： よろしいでしょうか。

私的には、本文も、ですます調で書いておりますので、本当はである調で書きたかったのですが、これは市のこれまでの関係で、ですます調で書いているということでこの形でいかせていただいております。

条例化で75%が議論となって、事務局の方にとってはご負担になると思いますけれども、その辺りのご決意をお伺いいたします。

副市長： やはり75%の根拠ということが1番つっこまれると思います。今後、我々が説明していくのに、今の市のおかれている財政状況、また公費をつぎ込んでいる状況等を十分説明しまして、75%が福祉的な見地からも適切であるという説明をしたいと思います。ただ、全てを分析して保育料の決定をするということは、かなり難しい作業になると思います。市だけでできる作業では

ないということで、各市も国の基準を標準として、そこから割合を算定するという経過があります。最終的には、国基準の何割にするかという割合を決めていくこととなります。その場合も、市の財政状況、または福祉という見地からも配慮するということを説明していきたいと思います。

坂本会長 : そうしましたら、基本的にはこの答申案のとおりであるということですが、もう一度確認をし、場合によっては資料等も添付していただきまして、答申の原案という形で次回の会議までにみなさまのところにお送りさせていただきます。

なお、原案の作成に関しましては、私と副会長に一任していただきたいと思っておりますのでご了解いただければと思います。

そういたしましたら、次回は8月4日(火)の午後7時から、南館8階中会議室にて開催させていただきます。

なお、別途開催通知を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

これで、第2回茨木市保育所保育料に関する懇談会を閉会いたします。ありがとうございました。